

令和 6 年度
邑南町一般廃棄物処理実施計画

邑南町

目次

1. 一般廃棄物の排出状況	
（1）計画区域	1
（2）計画期間	1
（3）一般廃棄物の計画排出量	1
2. ごみ処理実施計画	
（1）排出抑制の推進に係る主な実施施策	2
（2）再生利用の推進に係る主な実施施策	2
（3）ごみの適正処理に係る主な実施施策	3
3. 一般廃棄物処理の許可業者	
（1）収集・運搬業	7
4. その他対策等	
（1）不法投棄防止対策	7
（2）野焼き（廃棄物の焼却）禁止の指導	7

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

邑南町全域とする。

(2) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 一般廃棄物の計画排出量

区分			令和 5 年度 排出量 (t)	令和 6 年度 計画排出量 (t)
家庭 ごみ	収集	可燃ごみ	1, 1 1 8	1, 1 0 8
		不燃ごみ	1 0 8	1 1 5
		資源ごみ	3 5 7	3 4 1
		粗大ごみ	3 1	3 3
	直接搬入	可燃ごみ	1 1 9	3 3 7
		不燃ごみ	7 1	3 5
		資源ごみ	3 3 1	9 0
		粗大ごみ	3 0	1 7
	計		2, 1 6 5	2, 0 7 6
事業系 ごみ	直接搬入	可燃ごみ	3 0 8	3 5 4
		不燃ごみ	2 2	2 2
		資源ごみ	1 0 5	1 0 2
		粗大ごみ	9	2 9
	計		4 4 4	5 0 7
合 計			2, 6 0 9	2, 5 8 3

2. ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制の推進に係る主な実施施策

項 目	内 容
町民活動の促進	ボランティアによる環境美化活動で収集されたごみを無償で回収することで、町民活動を支援する。
ごみ減量化に関する環境教育の取り組み	町民を対象にごみ減量化に関する出前講座や講演会を開催したり、邑智クリーンセンターの施設見学を行うことで、ごみ処理の状況等について理解を深めてもらう。
町広報紙等による情報提供	町の広報紙やホームページを活用して、ごみ減量やリサイクルに係る情報を提供する。
パンフレット等による啓発	町民に対し、「家庭ごみの分別と出し方のしおり」「ごみの出し方ポスター」を配布し、ごみの分別の徹底と減量化を推進する。

(2) 再生利用の推進に係る主な実施施策

項 目	内 容
資源類の回収推進	町民が容易に分別方法の情報を得ることができるよう、ケーブルテレビのデータ放送や公式スマホアプリ等を活用して情報提供を行い、資源類の回収を推進する。

(3)ごみの適正処理に係る主な実施施策

①適正な分別の推進

分別区分			内容
燃えるごみ			生ごみ、紙くず、衛生用品、プラスチック（容器包装プラスチック以外）、ゴム類、衣類、革製品、草木類
資源ごみ	古紙類・紙パック	新聞紙・折込広告	新聞紙、折込広告
		広告・雑誌・書籍	週刊誌、文庫本、ノート、米袋（紙）など
		段ボール	段ボール（段ボール以外の紙箱は容器包装紙）
		紙パック	牛乳パック、ジュースのパックなど
	容器包装紙 		商品を入れてある容器や紙などで、「紙」マークがついているもの。紙箱、紙袋、包装紙など
	容器包装プラスチック 		商品を入れてある容器や紙、ラベルなど「プラ」マークがついているもの。食品トレイ、カップ麺の容器、ボトル、緩衝材、袋類など
	ビン		透明・茶色・黒色・青色・緑色ビンで食品や飲料が入っていたビン
	カン		ジュース、ビール、コーヒーなどの飲料用のカンなど
	ペットボトル 		商品を入れてある容器などで、「ペット」マークがついているもの。お茶やジュース、しょうゆ、焼酎が入っていたもの
不燃ごみ			ガラス・陶磁器、金属類、小型電化製品、その他（メガネ、ポット、金属を含むおもちゃなど）
有害ごみ			電池、水銀体温計・温度計・血圧計、蛍光管
粗大ごみ			寝具類・敷物類、家具類、電化製品、その他（ストーブ、自転車、ガス湯沸かし器、衣装ケースなど）

②収集運搬主体と処理処分の実施主体

分別区分		収集運搬 主体	中間処理		最終処分					
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法				
燃えるごみ		町（委託）	町（委託）	焼却	町（委託）	埋立				
古紙類・紙パック	新聞紙・折込広告			資源化						
	広告・雑誌・書籍									
	段ボール									
	紙パック									
容器包装紙										
容器包装プラスチック										
ビン										
カン										
ペットボトル										
不燃ごみ									町（委託）	埋立
粗大ごみ										
有害ごみ										

③収集体制と排出方法

分別区分		集積場所	収集頻度	排出方法
燃えるごみ		住んでいる地区 の指定収集場所 (ステーション)	週 2 回	指定袋 (10 kgまで) ※集落名、氏名を記入
古紙類・紙パック	新聞紙・折込広告		月 1 回	紐で十字にくくる。(10 kgまで)
	広告・雑誌・書籍			
	段ボール			
	紙パック			
容器包装紙			月 2 回	指定袋 ※集落名、氏名を記入
容器包装プラスチック			週 1 回	
ビン			月 1 回	
カン			月 1 回	
ペットボトル			月 2 回	
不燃ごみ			月 1 回	
有害ごみ			年 2 回	中身の見える透明な袋 (「有害ごみ」と記入) ※集落名、氏名を記入
粗大ごみ				手数料シールを貼る。(10 kgにつき 1 枚)

④直接搬入

区分	集積場所	搬入日時	搬入方法
家庭系	邑智クリーンセンター	- 平日 搬入時間 9 時～16 時 - 毎月第 3 日曜日 搬入時間 9 時～16 時	収集ごみ同様に分別
事業系		平日 搬入時間 9 時～16 時	

⑤医療系廃棄物 (針・注射器・血液の付着したもの等) の適正処理

家庭から出た医療系廃棄物 (針・注射器・血液の付着したもの等) については、町民自らが医療機関へ返却するよう周知を図る。

⑥特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める対象機器の処理方法

町は、家電リサイクル法に定める対象品機器（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫等）の収集を行わない。

【処理方法】 町民自らが販売店等に引き取ってもらう。

⑦パソコンの処理方法

町は、パソコンの収集を行わない。

【処理方法】 町民自らがパソコンメーカーに回収を依頼する。

⑧適正な中間処理・最終処分

【処理施設の概要】

ア．焼却施設

施設名	邑智クリーンセンター 可燃ごみ共同処理施設
所在地	島根県邑智郡川本町大字川下879番地8
処理対象物	燃えるごみ、不燃ごみ処理施設の可燃残渣、し渣、災害可燃ごみ
焼却炉	准連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	40t/日（20t/16h×2炉）

イ．不燃ごみ処理・再資源化施設

施設名	邑智クリーンセンター 不燃ごみ処理施設 リサイクルセンター
所在地	島根県邑智郡川本町大字川下3083番地6
処理対象物	容器包装プラスチック、PETボトル、容器包装紙、古紙類
処理能力	1.7 t × 5 h

施設名	邑智クリーンセンター 不燃ごみ処理施設 リサイクルプラザ
所在地	島根県邑智郡川本町大字川下3083番地6
処理対象物	ビン、カン、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ
処理能力	5 t × 5 h

ウ．最終処分場

施設名	邑智クリーンセンター 不燃ごみ処理施設 最終処分場
所在地	島根県邑智郡川本町大字川下3083番地6
埋立容量	40,300m ³
埋立方式	サンドイッチ式、セル式併用

3．一般廃棄物処理の許可業者

(1) 収集・運搬業

番号	氏名・名称	所在地
1	有限会社 矢上運送	邑南町矢上1 8 2 番地 2
2	有限会社 日高穀商店	邑南町井原5 0 5 番地
3	有限会社 出羽運送	邑南町三日市2 2 番地 3

4．その他対策

(1) 不法投棄防止対策

- ・不法投棄が多い地域のパトロールの実施。
- ・不法投棄の多い場所へ不法投棄禁止看板を設置。

(2) 野焼き禁止の対策

- ・無線放送等により、簡易な焼却炉での自家焼却や野焼きは原則禁止であることについて、啓発を行う。野焼きに関する苦情に対しては、十分な調査のもと現地指導を行う。